

鶴岡市農業委員会第14回西部農地部会議事録

日時 場所	令和4年1月18日(火) 午前9時30分 鶴岡市役所本庁舎 大会議室
出席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 4番 丸山 成章 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 7番 大池 典子 8番 石塚 治己 10番 佐藤 康弘
出席 推進委員	1番 須田 進二 2番 原田 政幸 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一 5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 11番 佐藤 泰仁 12番 佐藤 克久 13番 本間 誠 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	3番 坂東 陽水 委員 9番 土岐 善久 委員 9番 菊地 勝三 推進委員 10番 野村 仁 推進委員
事務局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前9時30分
議 長	本日の欠席届は3番 坂東 陽水委員、9番 土岐 善久委員、9番 菊地 勝三 推進委員、10番 野村 仁推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第14回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会 総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いま すが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。4番 丸山 成章 委員、5 番 阿部 元成 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いま すが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第3号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第4号 農地法第4条の規定による届出について</p> <p>を一括上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第4条の規定による届出について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。5番阿部元成委員。
5 番 委 員	<p>5番阿部です。去る1月11日に鶴岡分室の佐藤さんと須田推進委員と私の3人で確認してきました。鶴39の案件ですが、受人は地域の中核をなす認定農業者でもあり、すべての項目で問題ないかと思われま。</p> <p>鶴40ですが、こちらは親子間の生前贈与ということで千石町の畑は住宅街の中にあり適正に管理されており3条第2号各項の不許可要件には該当していないと思われま。</p> <p>遠賀原についても同様でした。</p> <p>鶴41 清水新田の案件ですが、こちらは会社の規模縮小ということで会社から個人への所有権移転です。こちらも問題ないかと思われま。</p> <p>鶴42 大淀川の案件ですが、受人の所有している圃場の隣地でもあり、問題ないかと思われま。</p> <p>鶴43以降につきましては須田推進委員に報告をお願いしたいと思いま。</p> <p>以上です。</p>
議 長	1番須田進二推進委員。
1 番 推 進 委 員	<p>1番須田です。同じく1月11日に佐藤さん、阿部委員、私の3人で現地調査をしてきました。</p> <p>鶴43のこの案件につきましては、平成31年4月部会で一度承認されたものではありませんが、抜けていたということで再度許可申請されたものです。こちらにつきましても適正に管理されており農地法第3条第2号各項に該当するものではないと判断しました。</p> <p>鶴44ですが、こちらに関してはこれまで受人が耕作していたということで適正に管理していたと確認していますので農地法第3条第2号各項に該当するものではない</p>

	と判断しました。 鶴 45 につきましては、この農地の近くで受人が耕作しているというところで農地法第 3 条第 2 号各項に該当するものではないということを報告させていただきます。 以上です。
議 長	続いて貸借権設定の方ですが、鶴 46 については私が現地調査を行ってきましたので報告します。渡人と受人は親子関係でして適正に管理しております。なお、受人は現在、鶴岡市農業協同組合の契約社員となっておりますが 3 月末で退職して農業専業になる予定です。以上です。 では、温 2 について 1 番五十嵐覚委員。
1 番 委 員	1 番五十嵐です。温 2 鼠ヶ関の橋掛という場所ですが、現在雪が積もっているため現地調査ができません。そのため 1 月 7 日の調整委員会の中で写真により現地を確認しました。周辺の農地はすでに受人が借りており農地として維持されております。なお、実際のところは以前の契約より漏れており今回追加で契約したものです。よろしくお願いたします。以上です。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、を議題いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》
議 長	この農用地利用集積計画 (案) については 1 月 12 日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については原案通り決しました。 以上で本日の審議を全て終了いたします。 次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。

	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これをもちまして第14回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前9：50
	<p>議 長 _____ 佐藤 康弘 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 丸山 成章 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 阿部 元成 _____</p>